

医療DX 情報活用加算に関する説明事項

2024年診療報酬改定に伴い、健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っております。取得した資格情報をもとに、診療情報や薬剤情報等の情報連携を行い、質の高い医療を提供致します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として月1回に限り、50円を所定額に加算します。

●個人情報の取り扱いについて：

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

●資格情報の提供について：

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

<施設基準>

- 1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施する為の十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- 4) 上記3の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

令和6年12月1日
訪問看護ステーションさくら